

弘前藩における伊勢御師の活動と藩社会

中野達哉

はじめに

伊勢信仰の研究は、これまで歴史学・民俗学の立場から研究が進められ、多くの蓄積を残してきた。なかでも、新城常三氏の研究⁽¹⁾は、今日、基礎的な研究として位置づけられている。そのなかで同氏は、社寺参詣について、物見遊山の色彩を濃化したなかで観光的立地条件が参詣に作用し、その結果、伊勢参宮は年々殷盛を加えたとする。本稿で取り上げる弘前藩にかかわる点では、伊勢参宮について、元和・寛永期頃には奥羽の北端（秋田藩・南部藩）までの者が伊勢に参宮したとし、元禄期前後、一般参詣・参宮量の急激な向上がみられるが、その背景には、伊勢の御師の目覚ましい活躍、外宮御師の増加があり、正徳・享保期にかけての増加が著しいとする。そして、津軽藩（弘前藩）については、伊勢講が少なく、遠隔地であり、元禄以来幕末まで、参宮の領内代表制にみられる規制の厳しさにより、参宮そのほか国外旅行は薩摩藩などと並んで少なかったであろうとしている。しかし、領内代表制により参宮が少なかったことには疑問が残る。

また、篠村正雄氏⁽²⁾は、近世における津軽の伊勢信仰と津軽からの伊勢参宮について分析している。伊勢信仰は、江戸時代初期に東北諸藩と同じく江戸時代初期に津軽に伝播し、藩主も江戸初期に伊勢神宮を城内に祀ったことを指摘する。また、代参は、宝永三年（一七〇六）、藩庁が寺院を除く全領民一人に一五銭を課して、代参の費用に充てたとし、代参が藩

庁の主導で行われ、領民から強制的に徴収する茂合金で実施されるが、飢饉時は減額されたとする。そして、翌年にはじめて町年寄松井助右衛門・榊村庄屋空右衛門を代参させ、太々神楽料金五〇両・蒔銭金三両・神馬料金三両一分などを奉納したが、のちに全領民から担税能力のあるものに切り替えたことも指摘している。新城常三氏の述べた領内代表制はこの宝永四年から始まった代参を指しているであろう。

一方、近世の御師については、一般に寺社と民衆を結びつける存在として位置づけられ、村々を巡回して初穂料を受け取り、配札するとともに、参拝を目的とした講を結成させ、参拝に際してはその案内を行う者として一般に捉えられている。そして、村々では村として御師を迎え、御師は村役人をおさえ、村役人に一括して御祓いや大麻、土産を渡し、また村役人を案内人として村内を廻る例が多かったとされ、村役人をおさえることについては、中世末に村落の上層部を伊勢講・神明講に組織した御師が、兵農分離以後、村役人となったかつての檀那を通じて村の構成員を旦那に加えていったとする⁽³⁾。また、きわめてシステムティックになった御師の檀家廻りにおいて、村々を廻る御師の手代が初穂料を集約させる特定の家を設け、村々から送られてきた初穂料をとりまとめ、御師・手代に渡したことも指摘されている⁽⁴⁾。以上のように、近世の御師は、その手代である場合もあるが、村々と直接結びつき、初穂料を集め、また配札等を行い、参拝の案内を行っていた。これに対し、中世における伊勢の御師は、鎌倉時代以降、特に活発に活動し、室町時代には領主を通じて領内の農民を檀那とするようになったという⁽⁵⁾。中世から近世へと時代が変わるなかで、御師の地域とのかかわりにも地域権力を介在とした関係から村々との直接的な関係へと変化が見られることになる。

伊勢の御師の活動により、日本全国各地に伊勢信仰が拡がり、多くの参宮者が見られるようになったことは、既に多くの先行研究により、さまざまな角度から分析され、明確になっており、津軽での伊勢信仰・伊勢参宮についても、さき述べたように明らかになってきている。本稿では、「領内代表制」が展開したとされる弘前藩を事例として、伊勢信仰の拡がりとは諸奉納金などの集金システムを検討し、伊勢の御師が藩士や領民に対して活動を行うことに対して、藩がどのよう

にかかわっていったのかを明らかにし、その意味を考えることを目的とする。

本稿で分析対象とするのは、弘前藩の藩政史料である藩庁日記⁽⁶⁾である。津軽家文書には、国許と江戸の二種の藩庁日記が伝来しており、目録上では「(弘前藩庁)日記(国日記)」と「(弘前藩庁)日記(江戸日記)」と称される。本章では前者を弘前藩国日記、後者を弘前藩江戸日記と略す。

一、弘前藩領民の伊勢信仰と参宮

(一) 弘前藩庁日記にみられる伊勢信仰の初出記事

先行研究でも明らかにされているように、弘前藩においては、江戸時代初期に藩主が城内に伊勢神宮を祀り、伊勢信仰の伝播が確認されている。では、弘前藩庁日記にはいつから伊勢信仰にかかわる記事がみられるのか。弘前藩国日記の寛文元年(一六六一)七月二日の記事が初出であり、「伊勢太夫次郎使 御目見、御進物御祓熨斗十抱・鯉節十連、則日御返書、使者田中彦右衛門銀二枚被下、御使三上惣左衛門」と見られる。伊勢神宮の御師「伊勢太夫次郎」の使いが、藩主にお目見えして進物を献上して、返礼を受けており、御師の手代が弘前藩にまでおもむき、藩主と接し、結びついていることが確認できる。これが初出記事となるが、弘前藩では、同年六月三日に日記役が置かれ、現存する弘前藩国日記は同日から記されはじめており、伊勢信仰の記事は、弘前藩国日記が作成されはじめた直後に記されていることになる。つまり、日記が作成されるようになった寛文元年には、すでに御師と藩主との関係が形成されており、弘前藩に対する御師の接触は近世の早い時期から想定され、遅くとも寛文元年には、伊勢の御師が弘前藩主に接触し、結びついていることになる。

また、弘前藩国日記において伊勢参宮をうかがうことができる初見記事は、延宝三年(一六七五)二月一日の記事である⁽⁹⁾。同刻成田忠右衛門儀、去月十六日自敦賀下着故、御書院東御縁通江罷出、年始之御目見仕之、伊勢参宮之儀達 御耳、

御祓附鬨斗一折二把上之、披露打越甚五左衛門」とみられる。弘前藩の家臣成田忠右衛門が、敦賀から国許に戻り、藩主のお目見えの際に伊勢参宮したことが耳に入り、お祓いした鬨斗を献上したことが確認できる。藩命かどうかは不明であるが、少なくとも藩の公許を得ているものと捉えられ、家臣の伊勢参宮が確認される。

このように、伊勢の御師の接触や家臣の伊勢参宮がみられ、一七世紀後半には伊勢信仰が藩主をはじめとする藩社会のなかに浸透していたことが確認できる。

一方、領民たちについてはどうであったのか。篠村正雄氏は、寛永十一年（一六三四）に在方に対し、伊勢参宮の者に村役人への届け出を義務づけていることから、相当数の参宮者がいたことを想定し、元禄期の伊勢参宮について二、三の事例を紹介している。⁽¹⁰⁾一七世紀の町人や百姓の伊勢信仰の様子を窺い得る史料は、多分に漏れずほとんどみられないが、弘前藩江戸日記の貞享五年（一六八八）七月二十七日の記事に、「従御国伊勢江参候者四人、御屋敷ニ親類共有之ニ付逢申度由ニ而御門迄参候、如何可仕哉と御目付方より申立候、其段相違も無之候者御門入候様ニと申渡之」とみられる。国許から伊勢参宮におもむいた者が江戸の藩邸に立ち寄り、親類に会いたい旨を願ひ出て許可を受け、藩邸に入っていることが記録されている。藩が「其段相違も無之」と申し立てについて確認した上で許可していることは、藩士ではなく、領民であることを示している。これが、弘前藩江戸日記や弘前藩国日記にみられる領民の伊勢参宮に関する初見記事となる。そして、つぎのような記事もみられる。

【史料⁽¹²⁾一】

（元禄五年七月）
二日 晴天

（中略）

一、今日御祈禱ニ伊勢江参宮仕、大々神楽差上候町人共、石屋与左衛門・玉や吉兵衛・鳥子や惣右衛門・米や三右衛門・能登や彦六・籠や助右衛門・鐘や甚左衛門・糸や藤兵衛・筆や又兵衛・伊勢や市郎右衛門・越後や六右衛門・

橘や七右衛門・奈良や半左衛門・橘や長五郎、右十六人御書院三ノ間ニ並居、御目見申上、披露松野茂右衛門、御前御出之節御先立盛岡主膳、右畢而主膳於長屋右之面々二汁七菜之御料理・御吸物・御肴二種、御茶くハし、銘々くハし、終而有合織之時服二つ宛被下之、右馳走人御中小性、諸事之差図一戸義右衛門、給仕御歩行

一、右之後丁子や市兵衛御書院二ノ間ニおゐて二汁七菜之御料理・御吸物・御肴二種、御茶くハし、銘々菓子出之、右相伴松野茂右衛門・平井九八郎

これは、伊勢に参宮し太々神楽を奉納した国許の町人たちが、帰路江戸の藩邸に立ち寄り、藩主にお目見えしたことを記した記事である。一六名（記載されているのは一四名）という大人数であり、藩主にお目見えし、そのあとで料理を下賜されていることから、町人らによる自分たちの参宮ではあるが、藩主にも祈禱札の献上などの行為があったことが想像される。また、元禄八年（一六九五）八月二十四日の弘前藩江戸日記の記事には、「御国より伊勢参宮ニ罷登候町人之母共差上物」として、一名から御祓一・熨斗一把、二名から御祓一宛・御供が藩主へ献上されていることがみられる。女性の伊勢参宮が行われていたことが確認できるとともに、ここでも藩主への献上が行われている。

以上みてきたように、一七世紀後半に、弘前藩において、伊勢の御師の藩主への接触とともに領民たちの伊勢参宮がみられる。この時期の伊勢の御師の活動については、史料の性格もあり、藩主に対するものにとどまっておき、町人・百姓への活動は確認できないが、町人や女性の参宮がみられることから、伊勢信仰とそれに基づく参宮行為が藩領内で展開していたことは十分想像できるであろう。また、ここでみられる信仰活動は藩士や町人らが参宮したものであるが、江戸の藩邸に立ち寄り、藩主にお目見えして報告し、献上を行っていることは興味深い。

(二) 名代としての伊勢参宮の展開

弘前藩において、一七世紀後半には家臣や町人による個人的な伊勢参宮が行われていたことがみられたが、名代(代参)として確認できる伊勢参宮もみられる。

【史料二】

(元禄元年十二月)

十九日 天氣能

(中略)

- 一、御国御家中惣名代惣宮大夫、惣町中より名代松井四郎兵衛、伊勢江参宮罷帰、御祓・御供差上之、則懸 御目候処、廿一日之朝御頂戴可被成由被 仰出之
- 一、惣宮大夫・松井四郎兵衛、御使者之間於縁通 御目見、披露河合作右衛門、昨日罷帰候由戸沢弥五兵衛申上之
- 一、惣宮大夫ニ白銀三枚、松井四郎兵衛ニ白銀五枚、目録にて被下之、今度寒氣之時分参宮仕、太儀ニ被 思召候、依之白銀被下置候段、戸沢弥五兵衛申渡之

元禄元年(一六八八)、弘前藩では、家中の惣名代として惣宮大夫、惣町の名代として松井四郎兵衛が連れ立って伊勢に参宮し、帰路江戸の藩邸に立ち寄り、藩主へお目見えし、「御祓御供」を献上したことを示す記事である。篠村正雄氏⁽¹⁴⁾は、「元禄二年に藩士代表として弘前神明宮神主斎藤惣宮太夫、町方より町年寄松井四郎兵衛が代参している」とするが、弘前藩江戸日記には、元禄元年の記事として、伊勢に参宮し、江戸の藩邸に立ち寄っていることがみられる。同氏によれば、この惣宮大夫は、弘前神明宮の神主斎藤惣宮太夫で、寛永五年(一六二八)には弘前神明宮神主が伊勢へ赴いて祠官を得て惣宮太夫を号し、その子・孫と惣宮太夫と称したという。この代参においては、家臣のいずれかが伊勢に参宮するものではなく、初代藩主が創建した弘前神明宮の神主が家中の惣名代として代参していることになり、このことは藩士全体、

弘前藩の武家社会全体の代参であることを示している。そして、この代参は、津軽家家臣と弘前の町人の名代がともに参宮を行ったのであり、家中（藩士）と町人、つまり弘前城下全体としての伊勢代参行為として位置づけられる。しかし、一方で前章でもみたように、一七世紀に藩士・領民の個人的な参宮も女性を含めて確認できる。

その後、弘前藩江戸日記の元禄十三年（二七〇〇）六月九日の記事には、藩主より稲葉伊助が「住吉・伊勢・春日江之御名代」を命じられて、翌十日に出立しており、後年になるが、正徳五年（一七一五）十月十八日には、若殿付きの小性に伊勢への代参が命じられている記事がみられる。⁽¹⁵⁾

弘前藩においては、一七世紀末、名代が代表として伊勢に参宮する代参の形態が確認でき、この一七世紀末には、藩領内の武家・町人社会において伊勢信仰が浸透している様子が確認できるのである。

二、宝永四年以降の太々神楽の奉納

弘前藩における伊勢信仰は、宝永四年（一七〇七）に藩が主導する代参（太々神楽の奉納）へと大きな展開をみせる。この太々神楽の奉納について、篠村正雄氏は、宝永三年、寺院を除く全領民一人に一五銭を課して、代参の費用に充て、翌年代参が行われており、領民から強制的に徴収する茂合金で実施されるが、その後飢饉の際は減額されていると述べている。⁽¹⁶⁾しかし、この代参が行われるまでの経緯については触れていない。では、この代参が実施されるにあたって、どのような経緯があったのであろうか。つきに見てみよう。

まず、宝永二年二月の弘前藩国日記をみると、二月九日の記事には、⁽¹⁷⁾ 神社奉行所において「三日市太夫次郎名代松井藤右衛門今日寺社奉行宅江呼、例年之通被下方」があったとし、「御最花白銀拾枚・干鱈一折 十枚 ぬり台・昆布一折 五拾本詰二把塗台・御樽一荷 但塗樽壹二壺斗宛入」が奉納され、松井藤右衛門にも例年通り銀子二枚が下賜されたことが

記されている。伊勢の御師手代の津軽への出張と弘前藩としての伊勢神宮への奉納が確認できる。

そして、翌三年には、九月十一日に伊勢の御師三日市太夫次郎名代の久保儀太夫が弘前に下着し、十三日にお目見えが認められた時に「御祓・太麻并差上物等」を献上したい旨を申し立て、十五日にお目見えすることになる。そして、十五日には、久保儀太夫が、「御家中并御町・在々・浦々江御祈禱之御祓賦罷越」のため、例年通り小人六〇人・馬四〇疋を借りた旨を申し出、許可されている。御師の名代が藩の人馬を借りて、藩士をはじめ、町方や在方・浦方にまで広く祈禱札を配布し、勸化活動を行っていることが確認できる。

このように、伊勢の御師の名代が藩から人馬の提供を受け、藩領内を在々・浦々まで巡行・配札するなかで、つぎのような動きがみられる。

【史料⁽¹⁸⁾三】

（宝永三年）
九月廿七壬午日 曇、昨夜より小雨時々、巳刻より雨及終日夜

（中略）

一、郡奉行三人書付ニ而申立候者、為五穀成就御郡中より大々御神楽永々差上候御初尾之儀申上被仰付候、其節御家中并寺社方之儀不申上候、国土安全・五穀成就御祈禱之儀御座候間、先達而被仰付候積之通御初尾出申様被仰付候之儀如何可有御座候哉之旨申立候付、平右衛門江相達候之处、御家中諸士并社家出候様可申付之由、寺院ハ無用之方可然之由被申候付、其通郡奉行対馬万右衛門江申遣之、尤御家中・社家江相触之

この史料をみると、まず、郡中から太々神楽を奉納しようとする動きがあったことが確認できる。さきに見たように、元禄元年の時点で、藩士および町人、つまり弘前城下をあげて名代をたてた代参が行われていたが、そこには村方は含まれていなかったのである。こうした藩士・町人による代参が行われるなかで、郡中、つまり村方からの動きとして太々神

楽の奉納が計画されたと捉えられ、その背景には、御師手代らによる廻村行為による信仰の浸透があったことは当然考えられる。

そして、郡奉行から藩庁への問い合わせとして、五穀成就の祈禱として太々神楽を奉納するために初尾上納を願ひ出て許可されたが、その際には家中（藩士）および神社については含んでおらず、「国土安全・五穀成就」の祈禱であるので、どうするべきかを確認したところ、藩士および社家については初尾を出すべきと藩庁では答えている（但し、寺院は無用とする）。郡奉行からの問い合わせであり、郡奉行が支配を管轄する「郡中」すなわち村々・浦々の領民からの奉納であったものが、領民だけでなく、この問い合わせのときに、郡中の領民に藩士や社家を含めての奉納とするよう藩から指示されておられ、全藩的な太々神楽の奉納とすることが、ここで決められている。つまり、当初は郡中（村方）による太々神楽の奉納が計画されていたが、藩命により全藩としての奉納となったのである。なお、新城常三氏の指摘した領内代表制とはこの全藩による代参・奉納行為を指していると思われる。

その後、同年十月一日には、月並み御礼に登城した藩士に対して、「御郡中為五穀成就於勢州大々御神楽差上候様被仰候、依之御初尾之儀家人内別々人に付拾五錢宛出候様ニと被仰付候、郡奉行江御聞合可被成候、右之段社家江も可申触候、但寺院ハ無用、尤御同役中并組支配中江も可被仰達候」と、太々神楽奉納について一人一五錢ずつの上納が命じられる。⁽¹⁹⁾ その対象は、御手廻組頭・御馬廻組頭から郡奉行・町奉行・浦々九ヶ所町奉行までに至っている。藩が主導して、寺院は除くものの全藩的な態勢で「国土安全・五穀成就」のために太々神楽の奉納、伊勢信仰を推し進めることになったのである。

翌宝永四年三月七日、太々神楽奉納のために、町方より町年寄の悴松井助右衛門、在方より庄屋榊村全右衛門に対して十六日に出立することが命じられ、⁽²⁰⁾ 両人は伊勢参宮と太々神楽奉納を終えて五月九日に江戸の藩邸に到着し、⁽²¹⁾ 五月晦日に⁽²²⁾ は国許に帰着、翌六月一日弘前城に登城している。藩士や領民など藩領内から太々神楽の奉納金を集め、それに基に町方

の代表として町年寄、村方の代表として名主各一名が命じられ、藩全体の祈禱行為として奉納が行われたのである。篠村正雄氏は、領民から一五銭ずつを集め、それを代参の費用にあてたとするが、それにとどまるものではなく、当初郡中のみで実施しようとしていたものを、藩が主導して藩士や社家を含めた全藩の行為として太々神楽の奉納を行ったこと大きな意味があるのである。

こうして、全藩的な態勢で太々神楽の奉納を実施することになったが、その背景には、先にみたように、それ以前からの藩士や領民への伊勢信仰の広がりがあり、そのうえに藩が主導的に信仰態勢を推し進めていったのである。太々神楽の奉納は全藩の行為として行われたが、それは御師が直接藩士や領民に働きかけることにより可能になったのではなく、藩の意志として、全藩としての太々神楽の奉納を選択したのである。伊勢信仰が浸透していく過程において、藩として伊勢信仰を受容し、藩が大きな役割を果たしたことが指摘できる。

こうした神楽の奉納を藩として実施するなかで、宝永八年にはつぎのような御師から藩への申し立てが確認される。

【史料四】⁽²³⁾

(宝永八年二月)
二月九戊辰日 陰晴、夜ニ入雪

(中略)

一、寺社奉行塩崎伝左衛門・青木兵右衛門書付ニ而申立候者、先年三日市大夫次郎罷下、御領分中拾式錢宛之人別奉加
両年分永代御供料奉願被仰候済残、并去々年・去年御領分中相賦り申候御祓之初尾一切相集不申候に付、御組支
配有之方より被下候様旧冬も申上候之通今以相集不申、正月中にも罷登兼迷惑仕候、又々町・在・浦々・御家中より
も右済残御神納被下候様ニと申立候付、靱負江相達、御家中・在・町・浦々江触渡之、右触渡之趣左記之

先年三日市大夫次郎罷下、御領分中屯人拾式錢宛人別奉加両年分済残、并去々年・去年御領分中相賦御祓之初
尾一切相集不申由ニ候、右両様共無滞相納候様可被致候、尤此段組支配中江も御申渡可有之候、以上

二月

御家中

是者大目付より申渡之

弘前町中

在々

九ヶ所町奉行

右之通申触之

伊勢の御師三日市太夫次郎は、弘前藩において一人当たり一二錢の永代御供料の奉納を藩に願い出て認められていたが、両年分に未納金があり、また、去々年・去年分のお祓い初尾金が全く集まらず、昨冬から藩に申し上げていたが、今もつて集まらず困惑していた。これに応じて、藩では家中・在方・町方・浦方に対して一人一二錢ずつの奉加金と去年・一昨年分の未納分について奉納すべきよう触を出していることがみられる。宝永四年に太々神楽の奉納が全藩的な行為として藩が主導して藩領内の藩士や領民に奉納金を出すことを命じて実施されたが、伊勢の御師三日市太夫次郎は勸化金の集金が滞ったことに対して、藩に訴え出て集金しようとしたことがみられ、それに応じて触を達しているのである。

三日市太夫次郎が藩に依存して奉納金の集金を進めようとする姿勢がここにみられるのである。

以上みてきたように、宝永四年より太々神楽の奉納を全藩的に行うことになったが、それは、藩士・領民の信仰を基盤としながらも、藩命として藩士・領民に対して勸化（奉納）が命じられており、藩が主導して行われ、藩権力に依存したものであった。つまり、領民や家臣の信仰をベースとしつつ、藩が主導して実施されたものとして捉えられる。伊勢の御師は室町時代には領主を通じて領内の農民を檀那とするようになったとされるが、一六世紀末から一七世紀初めにかけての時期に、こうした中世の信仰の形態を受け継ぎ、藩すなわち領主が媒介した領民の信仰形態が展開していたのである。

そして、宝永八年に、永代供料や初尾金に未納といった状況が生起し、それに対して御師は藩に働きかけ、藩としてもそれを受容し、領民に対し触れ渡していたことも、同じ一線上にあるものと捉えられる。また、これらの奉納金が集まらないということは、領民らの伊勢信仰が、そうした奉納行為を行うまでに至らないものであったと捉えられ、奉納するという行為が領民自身の意志としてだけではなく、その背景に藩の強制があったことがうかがえる。そして、太々神楽奉納において藩が全藩的な行為として実施するために奉納を命じたことを踏まえ、御師は勸化（奉納）が滞った時にも藩の力を利用してしようとして、藩に対して勸化・奉納が推進するようお願い出、また、藩としてもそれを受容し、家臣・領民らに対して奉納を命じたのであった。そして、それは後掲の史料五にもみられるような「勢州之儀者格別」といった意識を背景としたものであったのであろう。

三、享保期の伊勢御師の屋敷類焼と助成願い

こうした藩権力に依存する形で伊勢の御師の活動が展開するなか、享保期（二七一六～三二〇）、弘前藩の姿勢は変化をみせる。伊勢の御師と弘前藩とのやりとりから、変化の様子を見ていこう。

【史料五】²⁴⁾

（享保七年三月）
八日癸巳

陰晴、夜中少々雨

（中略）

一、三日市太夫次郎より使者差下候願書并書状、御広間江持参、則左記之

乍恐奉願口上

私儀類焼以後無立所仕合ニ罷成候ニ付、去ル子年より御在所江罷下、御救之儀御願申上候処、外と違、勢州之

儀者各別数代御祈禱師と被為思召、御郡中より兩年ニ奉加御取集可被成下旨被為 仰付、誠以難有仕合奉存候、然処当正月迄ニ漸壹貫目計相集御渡被下候由家来共方より申越候、元来不如意之上長々御在所ニ逗留仕、内外物入多、大分借金仕罷登申候処、右之仕合迷惑仕候、依此上 御威光を以御在所江被仰渡、去年分早々相集候様被成下候者御蔭ニ而家相続仕、幾久御武運御長久・御子孫御繁昌・御領内安全・五穀成就之御祈禱無断絶相勤申度奉願候、此旨 御前宜様御取成奉頼候、以上

寅二月廿八日

三日市太夫次郎

御 用 人 御 衆 中

右之通以書付申立之

一、同人書状、左之通

一筆致啓上候、 屋形様奉始 上々様益御機嫌能奉恐悦候、各様弥御堅固御勤仕珍重奉存候、然者私儀類焼以後無立所仕合ニ御座候付、無是非去々年より御在所江罷下、金子千両為御救被下置候様御願申候得共、折節御不作之砌故御取上難被成由ニ而御役人様方より願書杯も御通^②被成候、依之右之金子御領分中より御取集被成下候様ニ御願申上候処、勢州之儀者格別と被為 仰出、兩年ニ御集可被成下旨被為 仰付、誠以難有仕合奉存候、然所当正月迄ニ漸々壹貫目計御渡被下候段頃日家来共方より申越、難儀至極仕候、去ル子之秋中より大勢長々逗留仕、内外物入大分借金仕、罷登申候、然所右之仕合迷惑仕候、則此度別紙願書差上候間、 御前可然所ニ被仰上、依 御威光を以去年分早々相集候様乍憚御取成偏奉頼候、恐惶謹言

二月廿八日

三日市太夫次郎

長尾只右衛門様

大石庄司様

河合半右衛門様

右之通申来候ニ付、帯刀江達之、御国元江申遣之、尤太夫次郎願書并書状共ニ遣之

享保七年三月八日、伊勢の御師三日市太夫は、江戸の弘前藩邸に使者を遣わし、自家の屋敷類焼への救済について願った二通の書状を渡している。ひとつは、御用人宛てであるが、類焼への救済を願い出たところ、「勢州之儀者各別数代御祈禱師と被為思召」として、郡中すなわち藩領内から二年にわたり奉加金を集金し奉納すると藩が約束したが、本年一月までに錢一貫目が集まるに留まっていることを述べ、手元不如意のところ長期にわたる滞在で物入りが多くなり、難儀しているとし、在所に命じて奉加金を早急に集めてもらえよう要請したものである。もうひとつも同様に奉加の催促を願ったものであるが、宛先がいずれも弘前藩の御用人である長尾・大石・河合の三名となっており、去々年すなわち享保五年に一〇〇両の助成を藩に求めたが不作であるため断られ、代わりに伊勢は「格別」として藩が両年にわたり領内から集金する約束してもらったが、結果的には一貫目しか集まらず難儀していることを述べ、藩の威光により集金し昨年分を早々に奉納してもらえよう求めている。

この屋敷類焼への助成についても、御師の活動は、自らが直接弘前藩領内の領民らに救済を求めて集めるのではなく、藩が集金して奉納してくれるよう要求していることがみられ、御師の勸化活動には、藩に全面的に依存している様子がかがえるのである。

しかし、奉加金の集金はうまくいかず、翌年再び三日市太夫次郎は、弘前藩に対して働きかけることになる。

【史料六】²⁶⁾

(享保八年七月)
九日丙戌 曇、時々及夜中

(中略)

一、三日市太夫次郎申出候書付、左之通

乍恐以書付申上候、私儀去ル子之年御在所江罷下候処、折節御不作之砌ニ御座候得共、勢州之儀御尊敬之余り
 数代御祈禱師御取立と被為 思召、願之通御家中・御町・御在々・御浦々人別奉加兩年被為 仰付難有仕合奉
 存罷帰候、然所右奉加金にて集り兼、少々今年迄ニ頂戴仕候、殊御町方より二三銭宛神納之方も御座候由及承
 候、然者先達而御願申上候筋と相違仕、難儀至極仕候、御先代様より勢州之儀者格別と被為 仰出、此度も御
 内意諸事結構ニ被為 仰付候上ニ御座候得者、御郡中信心を以拾貳銭之外も志次第神納被為 仰付被下候者早
 速御神樂殿等家作仕、幾久御祈禱相勤申度奉願候、此旨宜様御取成奉仰候、以上

卯
 六月廿一日

御師
 三日市太夫次郎印

右之通申出候付、御家老中江相達之、奉加員数之事者於御在所被 仰付候故難申付候、差出候事者致催促候様御国
 元江可申遣旨、名代之者江御聞役ニ致挨拶せ候

御師三日市太夫次郎は、奉加金が思うように集まらず、今年までに受納したのが少々であり、町方では二、三銭の奉加
 である者もいることを述べ、先に弘前藩に対して願った金額と異なり、難儀していることを伝えている。そして、信心が
 あれば一二銭と限らずそれ以上志次第神納すべき旨を郡中に対して命じてもらえるようお願いしている。奉加金を二、三銭
 で済ます者がいることに不満を漏らすとともに、先代より「勢州格別」と藩が位置づけているのであれば、志次第としな
 がらも一二銭以上の奉納を命じるべきであると要請しているのである。さきの史料五では、「勢州之儀者格別と被為 仰
 出、兩年ニ御集可被成下旨被為 仰付、誠以難有仕合奉存候」と格別扱いすることに対して謝意を示しているのに対して、
 ここでは「格別」により強要しているように受けとれる。藩権力を利用し、それによって勧化を進めようとする依存姿勢
 がさらに強まっているものと捉えられる。

この三日市太夫次郎の書付に対する藩の対応が、七月六日の記事(27)にみられる。そこでも、やはり「先達而被 仰付候領内奉加集り兼申候」とし、その奉加状況が「漸忝人式三錢差出」という程度であり、さきに三日市太夫次郎が「十二錢之上ニも信心次第差出候様ニ被 仰付被下度由申立」てたが、「員数之儀者人々心次第」と藩が命じたため、金額については指定できなくなつたとし、取り立てについては、在所に催促する旨を藩から答えている。ここでも、御師が勸化を藩に働きかけることにより進め、うまくいかないことについて藩に運動しようとしていることが見られる。

こうした藩に依存して勸化を進め、さらに依存が強まっていく三日市太夫次郎の姿勢に対し、藩では、つぎのような対応をはじめ。

【史料七】⁽²⁸⁾

(享保十年七月)
廿七日 壬戌 晴

(中略)

一、三日市太夫次郎書付、名代田中彦右衛門を以申立候者、乍恐以書付申上候、私儀先年より無間も居宅類焼仕候付、去ル子年御在所江罷下り御願申上候処、御先代様より勢州被為 仰出、此度も御同意諸事結構ニ被為仰付、奉加錢御取立被成下難有仕合奉存候、併段々御願申上候通遠路罷下り、其上御在所長々逗留仕候故内外差支、未普請等も不仕、小屋懸ケ罷有候、諸国之御祈禱師神役中夫々相応之御寄附ニ而普請等出来仕候処、私忝人右之仕合ニ而外聞実儀共難儀至極奉存候、此旨被為 思召、御祈禱所家作御寄附被為成下候様奉願候、右之段何分ニも宜被 仰上奉願候、以上

巳七月五日

三日市太夫次郎

御用人中様

右之通り願申立候付、帯刀江達之、返答之趣

名代田中彦右衛門江御聞役申含候覚

此度太夫次郎より願書被差出、用人共江申聞候処、兼々於在所奉加申付置候義御座候、其上在所遠国儀故家来被遣置候、集次第取集可相渡之旨前々申達候得共、御自分為勝手家来被差置候義ニ候得者、此度之願之義も難申聞候、殊今年之儀者聞及被申候通別而差支候故、たとへ不申付候而不相叶筋有之候而も難成事候、殊右之通之訳故願書返却申候、尤右願在所江計申越候而も中々成不申義候間、其段無用ニ存候、此旨勢州江可被申遣候、右之通御聞役落合大右衛門を以申含候

この史料は、享保十年の弘前藩江戸日記の記事であり、伊勢御師の屋敷類焼への救済は、「去ル子年」すなわち享保五年に藩に願い出て行われたものであるが、それから五年たった享保十年にいたっても、その勸化活動が続いていたことが確認できる。

さて、この史料によれば、伊勢の御師三日市太夫次郎の書付に、五年たった後も普請が出来ず「小屋掛け」であることが記され、「御祈禱所家作」のための寄付を願い出ている。それに対し、弘前藩では、兼ねてから在所に領国に対して奉加を藩として命じているなかで、三日市太夫次郎が弘前が遠国であるということから家来を差し遣わしていたとし、これまでは集まり次第三日市太夫次郎に渡すことにしていたが、三日市太夫次郎が「御自分為勝手」すなわち自己の都合で家来を派遣して受け取りたいとしており、今回の願いは聞き届けられないとし、さらに今年は特段差支えており、藩命で申し付けないとなわなないことであつたとしても申し付けることはできないと答えている。弘前が遠国であるために、御師が家来を名代として派遣したことに對しても、ここでは非難している点が見られる。そういった訳で願書（書付）は返却すると述べ、たとえ在所に對して直接勸化を求めたとしても可能性はないので、求めないようにした方がよいとし、伊勢の御師三日市太夫次郎へも伝えるようにしている。

国許へは御師三日市太夫次郎が家来を遣わすのみであり、それも自分勝手に行っているとし、さらに奉納を催促している三日市太夫次郎の態度を横柄と捉え、再度にわたる藩への執拗な要請に対して、藩として申し付けて対応しなければどうにもならないことであつたとしてもなしがたいと強い拒否を示しており、ここに藩の御師への対応に変化がみられるのである。

こうした御師への対応の変化をもたらしたもうひとつの要因に、正徳・享保期の弘前藩藩政の転換が考えられる。宝永七年（一七一〇）十月十八日、四代藩主津軽信政が国許で死去し、嫡子信重（信壽と改名）⁽²⁹⁾が跡を嗣ぐ。信重は、前代信政の出頭人を中心とした政治を否定し、門閥・譜代層を基礎とする藩政を展開したとされる。そして、正徳元年（一七一〇）には藩士に対して分相応の衣食住と軍役遂行のための武器・馬具所有の奨励、翌二年には地方知行制の復活、享保期になると、質素儉約をさらに推し進めていった。元禄飢饉以降、藩財政や領民の生活が困窮していき、それを立て直そうとするなかでの三日市太夫次郎の要請は、受け入れるに値しないものとして捉えられたのであろう。

これに対し、三日市太夫次郎は、つぎのような対応を示す。

【史料八】⁽³⁰⁾

（享保十年八月）
十二日 丁丑 終日雨降

（中略）

一、三日市太夫次郎口上書を以申上候ハ、先達而家作之御願申上候処、御取上難被遊候段難儀至極奉存候、併御国一通り之御祈禱師候得者何時迄も 屋形様之御威光ならては家相統難仕候、奉加被仰付、家作も不仕差置候段迷惑至極仕候付、再三難申上筋ニ御座候得共、於御国元御志厚衆中も御座候間、御免蒙候ハ、今一度御領内分限相応相対奉加仕度奉存候、尤 御上より被仰付被下候と申ニ者無御座候、右之段被為聞召分候ハ、一両年中名代を以相対仕度奉存候、此段奉伺旨申立、帯刀江達之

これまで、伊勢神宮への勸化について、藩を通じての領国内への勸化を進めようとしていたが、さきにもた弘前藩の対応を受け、御師三日市太夫次郎の姿勢は大きく変わる。三日市太夫次郎は、家作のための勸化願いが藩に取り上げられず難儀しており、藩の援助がなければ相続なりがたく、奉加を命じて家作が出来なければ難儀するので再三にわたり申し上げているが、領国内には信心の篤い者もいるので、許可を得て今一度分限相応の奉加を求める相対勸化をしたいとする。そして、勸化活動を行おうとするが、今回は「御上より被仰付被下候と申ニ者無御座候」としており、この点がこれまでと大きく異なる姿勢として注目される。つまり、これまで藩に依存し、執拗に要請する態度をあらため、ここでは、藩には勸化の許可を求めるだけで、自らの力で相対勸化を行おうとしているのである。史料七でみられた藩の拒否を受けて、領民に直接接触し勸化しようとするものへと、その姿勢を大きく変えているのである。

結 び

本稿では、弘前藩を事例として、一七世紀から一八世紀前半にかけての藩社会における伊勢信仰の拡がりや御師三日市太夫次郎の活動、そして、それらと藩がどのようにかかわっていたのかをみてきた。これまでみてきたことをまとめて結びとしたい。

弘前藩において、一七世紀後半には、伊勢の御師の藩主への接触とともに、町人や女性など領民たちの伊勢参宮が確認され、伊勢信仰とそれに基づく参宮行為が広く藩領内で展開していたことがうかがえる。そして、元禄元年（一六八八）には、家中（藩士）と町人の名代が代表として伊勢に参宮する代参の形態が確認でき（篠村正雄氏は元禄二年とする）、この一七世紀末には、藩領内の武家・町人社会において伊勢信仰が浸透している様子がみられる。こうした武家や町人の動

きがあるなかで、宝永三年（一七〇六）に郡中すなわち村方より太々神楽を奉納しようとする計画がみられ、その背景には伊勢の御師手代らによる廻村行為があり、それによる信仰の浸透があったことも考えられる。そして、当初は郡中（村方）による太々神楽の奉納が計画されていたが、藩命により藩士や町民も含めた全藩としての奉納となった。これにより、寺院は除くものの、藩が主導して、全藩的な態勢で「国土安全・五穀成就」のために太々神楽を奉納し、伊勢信仰を推し進めることになったのである。この奉納行為について、篠村正雄氏は、領民から一五錢ずつを集め、それを代参の費用にあてたとするが、それにとどまるものではなく、当初郡中のみで実施しようとしていたものを、藩が主導して藩士や社家を含めた全藩の行為として行ったことに大きな意味があると考ええる。

そして、宝永四年より行われた全藩的な態勢での太々神楽の奉納行為は、藩・領民の信仰を基盤としながらも、藩命として藩士・領民に対して勸化（奉納）を命じたものであり、藩が主導して行い、御師にとつては藩権力に依存したものであった。伊勢の御師は室町時代には領主を通じて領内の農民を檀那とするようになったとされるが、一六世紀末から一七世紀初めにかけての時期に、こうした中世の信仰の形態を受け継ぎ、藩すなわち領主が媒介した領民の信仰形態が展開していたのである。藩が主導する全藩的な太々神楽の奉納行為を踏まえ、御師は勸化（奉納）が滞った時にも藩の力を利用してしようとして、藩に対して勸化（奉納）が推進するようお願いし、また、藩としてもそれを受容し、家臣・領民らに対して奉納を命じたのであった。そして、その背景には「勢州之儀者格別」といった意識があったのである。

こうした状況が享保期に大きな転機をみせる。伊勢の御師三日市太夫次郎は自家の屋敷の類焼により再建のための寄附を弘前藩に求めるが、弘前藩では一〇〇〇両という莫大な金額の寄附を領内が不作であることから断り、領民に奉加金を募り藩が集金し、御師三日市太夫次郎に渡すことを約束する。ここでも御師が勸化・集金を藩に全面的に依存している様子が確認できる。しかし、領民からの奉加金はうまく集まらず、御師はさらなる集金を藩に対して要請するが、三日市太夫次郎は、そうした藩への執拗な要請とともに自らも家来を弘前に派遣し、勸化を進めようとする。弘前藩では、こうし

た御師の活動を自分勝手（横柄）と捉え、再度にわたる藩への執拗な要請に対して強い拒否を示すようになり、ここに藩の御師への対応に変化がみられた。すなわち、御師三日市太夫次郎への全面的な協力態勢を取らなくなるのである。これに対し、三日市太夫次郎は、藩への全面的な依存態勢をあらため、藩には勸化の許可を求めただけで、自らの力で相對勸化を行おうとしていった。藩の拒否を受けて、近世一般にみられるような、領民に直接接し勸化しようとするものへと、その姿勢を大きく変えていったのであった。

こうした藩権力に依存した形で藩領に伊勢信仰を浸透し、奉加金を集めようとする御師の活動は、先行研究においてはほとんど確認されず、指摘されていない。弘前藩が伊勢からは遠国であり、御師自身あるいはその手下らが直接廻村したいという状況もあるが、もうひとつには室町期に領主権力を通じて領内に信仰を浸透させていく御師の活動スタイルが一七世紀には残っていたものとして捉えられよう。それは、ここでは史料五において「外と違、勢州之儀者各別数代御祈禱師と被為思召」という認識としてあらわれている。これは、室町期以来、諸国の領主層と結びつき領民に信仰を拡げていった伊勢神宮であるからこそ可能になったと考えられる。そして、それが、弘前藩の場合には、享保期にいたり、当期の藩情に基づく藩政の転換と、それに順応しない伊勢御師の姿勢を背景とした藩の御師に対する対応に変化があり、享保期に御師が領民と直接結びつこうとする活動に重心を移し、それによる信仰の拡大へと大きく変化していったと捉えられる。

註

- (1) 『新稿社寺参詣の社会経済史的研究』（塙書房 一九八二年）・「近世の伊勢参宮」（西垣晴次編『伊勢信仰Ⅱ』雄山閣 一九八四年）。
- (2) 「津軽からの伊勢参宮」（『東北女子大学・東北女子短期大学紀要』四九 二〇一一年）。
- (3) 西垣晴次氏『お伊勢まいり』（岩波新書、一九八三年）。

- (4) 原淳一郎氏『江戸の寺社めぐり―鎌倉・江ノ島・お伊勢さん―』(吉川弘文館、二〇一二年)。
- (5) 註(1) 新城常三氏著書・註(3) 西垣晴次氏著書・『国史大辞典』(吉川弘文館) 御師の項など。
- (6) 弘前市立弘前図書館蔵津軽家文書。
- (7) 弘前藩国日記 第一。
- (8) 拙稿「弘前藩庁日記と日記役」(『国文学研究資料館紀要 アーカイブズ研究篇』九、二〇一三年)。
- (9) 弘前藩国日記 第二四。
- (10) 註(2) 篠村正雄氏論文。
- (11) 弘前藩江戸日記 第六二。
- (12) 弘前藩江戸日記 第八四。
- (13) 弘前藩江戸日記 第六四。
- (14) 註(2) 篠村正雄氏論文。
- (15) 弘前藩江戸日記 第三六五。
- (16) 註(2) 篠村正雄氏論文。
- (17) 弘前藩国日記 第五七一。
- (18) 弘前藩国日記 第六一六。
- (19) 弘前藩国日記 第六一七。
- (20) 弘前藩国日記 第六二八。
- (21) 弘前藩江戸日記 第二四九。
- (22) 弘前藩国日記 第六三四。
- (23) 弘前藩国日記 第七一五。
- (24) 弘前藩江戸日記 第四四三。
- (25) 弘前藩江戸日記(第四四一)の享保七年正月元日の記事に御用人として三名の名が確認できる。
- (26) 弘前藩江戸日記 第四五九。

- (27) 弘前藩江戸日記 第四五九。
- (28) 弘前藩江戸日記 第四八四。
- (29) 浪川健治氏「藩政の展開と国家意識の形成（副題略）」（『日本史研究』二三七、一九八二年）・『弘前市史』通史編二（弘前市、二〇〇二年）。
- (30) 弘前藩江戸日記 第四八五。